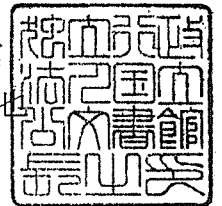




国公文第159号
平成23年3月14日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 高山 正 也



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成23年2月2日付け府公第15号による意見照会があった際に、平成23年2月4日国公文第73号をもって別途意見を申し述べることにした件については、今般、下記の通り当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 当初申出のなかった司法行政文書について
別添の司法行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考える。